

令和6年度真室川町

低所得世帯物価高騰対策給付金のご案内
(住民税所得割非課税世帯・こども加算)

- 低所得世帯物価高騰対策給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度新たに住民税所得割が非課税となった世帯を支援する給付金です。また、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合、児童1人あたり5万円が加算されます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

平成18年4月2生まれ以降の児童がいる世帯のみ、児童1人当たり5万円加算

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度
「住民税所得割が非課税」
の世帯 (基準日：令和6年6月3日)

令和5年12月2日以降に転入等
した方がいる世帯

町から確認書が届きます



中身を確認して、令和6年9月30日（月）まで町福祉課福祉係に返信してください。

町への申請が必要です

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和6年9月30日（月）まで町福祉課福祉係にご提出ください。

※住民税の修正申告等により支給対象（所得割非課税）となった場合も申請が必要です。
※令和5年度真室川町非課税世帯物価高騰対策給付金もしくは令和5年度真室川町低所得世帯物価高騰対策給付金を受給した世帯（未申請・辞退含む）は、本給付金を受給できません。

お問い合わせ

真室川町役場 福祉課 福祉係
「低所得世帯物価高騰対策給付金」窓口

☎0233-62-3436

受付時間 平日8:30～17:15（土日祝を除く）